



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます



2019年度 保健福祉システム部会業務報告会

介護・障害福祉・国保後期・子育て・ 保健衛生関連の制度改正について

2020年2月14日
福祉システム委員会
委員長 金本 昭彦

目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取組み
6. 子ども子育て支援施策への取組み
7. 国民健康保険への取組み
8. 保健衛生分野への取組み
9. 自治体システム標準化の動向

1. 福祉システム委員会 活動報告(2019年度事業計画実績)

福祉システム委員会
(金本委員長)
(副委員長：
今井・川崎・坂崎)

- ①厚生労働省各部局、内閣府・子ども子育て本部、内閣官房IT室、番号制度推進室等へのロビー活動
- ②厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
 - ・「介護保険事務処理システム検討会」へ委員10名派遣
 - ・「障害者総合支援事務処理システム検討会」へ委員8名派遣
 - ・「障害者総合支援審査事務研究会」へ委員派遣
 - ・「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ3名派遣
- ③当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
 - ・国立長寿医療研究センターの「健康・医療・介護分野の分野横断的なデータ収集・利活用・解析基盤の構築による介護予防に資するAI等開発についての研究」へ委員派遣
 - ・野村総合研究所の「要保護児童等の情報共有システムの構築に関する検討会」への委員派遣
 - ・野村総合研究所の「PHRの推進に関する検討会 自治体健診（検診）作業班」へ委員派遣
 - ・みずほ情報総研の「障害福祉データベース構築に向けた調査研究に係る検討会」へのオブザーバ派遣
 - ・福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣 等

介護保険事務処理WG
(田中リーダ)

- ①介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動
- ②番号制度対応に関する活動

1. 福祉システム委員会 活動報告(2019年度事業計画実績)

介護事業者連携WG (鴻谷リーダ)	①「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」への参加を通して、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」の事務連絡発出支援
後期高齢者WG (岩田リーダ)	①番号制度対応に関する活動 ②その他法改に関する活動
障害者総合支援WG (福田リーダ)	①障害者総合支援法等の改正に関する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動 ②番号制度対応に関する活動
子ども子育て支援WG (河野リーダ)	①内閣府へのシステム的な見地からの提言活動 ②児童手当、児童扶養手当の改正や番号対応に関する情報収集活動
国民健康保険WG (大村リーダ)	①システム検討会における検討や提言活動 「国保保険者標準事務処理システム検討会」におけるオブザーバー参画 JAHISのHP（ダウンロードサイト）を活用した、メンバーへの情報共有
保健衛生WG (名取リーダ)	①乳幼児健診データの標準化に関する提言活動 ②児童虐待情報の共有システムの構築に関する提言活動 ③PHR検討会で提言されている健康増進法に基づく各種健(検)診のデータの標準化の検討

2. 介護保険制度改正への取り組み



介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

1. 2019年度の活動内容

- 2019年10月施行の消費税増税に関して、JAHIS会員より疑義を受付し、厚生労働省、国保中央会へ制度の内容および詳細仕様の確認を実施。
- 番号制度におけるレイアウト改版に関して、厚生労働省からの疑義回答を実施

2. 2020年度の活動予定

2021年4月に予定されている介護保険制度改正を中心に、最新情報や動向を収集し、WGメンバーと情報共有を行う。また、厚生労働省、国民健康保険中央会と介護保険事務処理システム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

2. 介護保険制度改正への取組み

介護保険事務処理システム検討会

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
- ・市町村システム担当
- ・都道府県システム担当
- ・事業所システム担当

支援



JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント



国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開（事務連絡で発出）
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連 等

介護保険制度の見直し案（概要 1/3）

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

令和元年12月27日
社会保障審議会介護保険部会

○はじめに ○地域共生社会の実現

- ・2040年には介護サービス需要が更に増加・多様化。現役世代（担い手）の減少も顕著に
- ・高齢者を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る
⇒2025年、その先の2040年、そして、地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度の見直しが必要

I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

1. 一般介護予防事業等の推進

- 住民主体の通いの場の取組を一層推進
 - ・通いの場の類型化
 - ・ポイント付与や有償ボランティアの推進等による参加促進
 - ・地域支援事業の他の事業とも連携した効果的な実施
 - ・医療等専門職の効果的・効率的な関与
 - ・関連データも活用したPDCAサイクルに沿った取組の推進
- ・通いの場に参加しない高齢者への対応

3. ケアマネジメント

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備
 - ・多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメント（地域ケア会議の活用）
 - ・インフォーマルサービスも盛り込まれたケアプランの作成推進
 - ・公正中立なケアマネジメントの確保、ケアマネジメントの質の向上
 - ・質の高いケアマネジャーの安定的な確保、ケアマネジャーが力を発揮できる環境の整備、求められる役割の明確化

2. 総合事業

- より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化
 - ・事業の対象者の弾力化（要介護認定を受けた者）
 - ・国がサービス価格の上限を定める仕組みの弾力化
 - ・総合事業の担い手を確保するための取組の推進（有償ボランティアに係る謝金の支出、ポイント制度の創設）
 - ・保険者機能強化推進交付金の活用等による市町村の取組、都道府県の市町村支援の促進
 - ・就労的活動等を通じた地域とのつながり強化等のための環境整備

4. 地域包括支援センター

- 増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化
 - ・センターの運営への保険者（市町村）の適切な関与
 - ・センターと既存の社会資源との連携による地域の相談支援機能の強化
 - ・介護予防ケアマネジメント業務の外部委託を行いやすい環境の整備
 - ・保険者機能強化推進交付金の活用等によるセンター体制強化の推進

II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

1. PDCAプロセスの推進

- 保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、実施状況を検証・取組内容を改善
 - ・国や都道府県による市町村へのきめ細かな支援
 - ・対応策の好事例の見える化・横展開

3. 調整交付金

- 後期高齢者の加入割合の違いに係る調整を精緻化
 - ・要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直し（見直しによる調整の範囲内で個々の保険者に一定の取組を求める）

2. 保険者機能強化推進交付金

- 介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、抜本的に強化
 - ・予算額の増額、安定的な財源の確保
 - ・評価指標の見直し（成果指標の拡大、配分基準のメリハリ強化、判断基準の明確化）
 - ・都道府県の市町村支援へのインセンティブ強化
 - ・取組の達成状況の見える化の推進

4. データ利活用の推進

- 介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT、CHASE）の利活用のための環境を整備
 - ・介護関連のデータの一体的活用、NDB等との連結解析を進めるための制度面・システム面での環境整備の推進
 - ・基本チェックリストなど介護予防に係る情報の活用
 - ・国や都道府県による市町村支援・事業所の理解を得た上でのデータ収集によるデータ充実
 - ・データ収集項目の充実の検討
 - ・医療保険の個人単位被保険者番号の活用

出典：2019年12月27日「介護保険制度の見直しに関する意見（概要）」より

介護保険制度の見直し案（概要 2/3）

Ⅲ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

1. 介護サービス基盤、高齢者向け住まい

【今後の介護サービス基盤の整備】

○地域の実情に応じた介護サービス基盤整備

- ・高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画的な整備
- ・特養、老健、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、訪問介護等のそれぞれの役割・機能を果たしつつ、連携を強化しながらの整備
- ・都市部・地方部など地域特性を踏まえた整備
- ・高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の整備状況等も踏まえた整備
- ・「介護離職ゼロ」の実現に向けた施設整備・在宅支援サービスの充実、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めた基盤整備促進

【高齢者向け住まいの在り方】

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与を強化
 - ・都道府県から市町村への有料老人ホームに関する情報の通知
 - ・未届けの有料老人ホームへの対応、介護サービス利用の適正化
 - ・事業者に係る情報公表の取組の充実
 - ・「外部の目」を入れる取組の推進（介護相談員等の活用）

【高齢者の住まいと生活の一体的支援の在り方】

- ・自宅と介護施設の中間的な住まい方の普及
- ・生活困窮者施策とも連携した住まいと生活の支援の一体的な実施

2. 医療・介護の連携

【総論】

- ・地域医療構想等と整合した介護サービス基盤整備
- ・中重度の医療ニーズや看取りに対応する在宅サービスの充実
- ・リハビリテーションの適時適切な提供
- ・老健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の推進

【介護医療院】

○介護医療院への円滑な移行の促進

- ・早期の意思決定支援、手続きの簡素化等移行等支援策の充実
- ・医療療養病床からの移行等、介護医療院のサービス量を適切に見込むための方策を実施

【在宅医療・介護連携推進事業】

○地域の実情に応じた取組の充実のための事業体系の見直し

- ・認知症施策や看取りの取組を踏まえた見直し
- ・切れ目のない在宅医療・介護の実現に関する目標の設定
- ・一部項目の選択の実施や地域独自の項目の実施
- ・都道府県による市町村支援
 - （医師会等の関係機関との調整、情報発信、人材育成等）
- ・PDCAサイクルに沿った取組の推進
 - （指標の検討、地域包括ケア「見える化」システムの活用等）

Ⅳ 認知症施策の総合的な推進

【総論】

○認知症施策推進大綱に沿った施策の推進

- ・介護保険事業計画に基づく取組の推進（介護保険法上の計画記載事項に認知症施策の総合的な推進を位置付け）
- ・他の施策との連携（他の計画との調和・連携）
- ・「共生」「予防」の取組の推進（介護保険法上に大綱の考え方・施策を位置付け。「認知症」の規定の見直し）

- ・認知症サポーターの養成、本人発信支援等の普及啓発の推進
- ・地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり
 - （チームオレンジ）
- ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ・予防に関するエビデンスの収集・分析
- ・早期発見・早期対応に向けた体制の質の向上、連携強化
- ・認知症カフェ、家族教室、ピア活動等の介護者（家族）支援の推進

出典：2019年12月27日「介護保険制度の見直しに関する意見（概要）」より

介護保険制度の見直し案（概要 3/3）

V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

1. 介護人材の確保・介護現場の革新

【総論】○新規人材の確保・離職の防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策の推進
○人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組の推進

- ・介護職員の更なる処遇改善の着実な実施
- ・若者、潜在介護福祉士、元気高齢者等の多様な人材の参入・活躍の促進
- ・働きやすい環境の整備・介護の魅力向上・発信・外国人材の受入環境整備
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組の推進
- ・経営の大規模化・協働化、事業所の連携による共同購入、人材確保・育成、事務処理の共同化

- ・文書量削減
「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめ（令和元年12月4日）に沿って、指定申請、報酬請求、指導監査の文書等に関して、①簡素化、②標準化、③ICT等の活用等の取組を推進。
（※）介護保険法令とあわせて老人福祉法令に基づく手続き等にも整合的に対応
（※）専門委員会においてフォローアップを実施し取組を徹底

2. 給付と負担

(1) 被保険者範囲・受給者範囲

介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

(2) 補足給付に関する給付の在り方

負担能力に応じた負担とする観点から、施設入所者に対する補足給付、ショートステイの補足給付及び補足給付の支給要件となる預貯金等の基準の精緻化を図る

(3) 多床室の室料負担

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能や医療保険制度との関係も踏まえつつ、負担の公平性の関係から引き続き検討

(4) ケアマネジメントに関する給付の在り方

利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討

(5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討

(6) 高額介護サービス費

負担上限額を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせる

(7) 「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準

利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討

(8) 現金給付

現時点で導入することは適当ではなく、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組や介護者（介護）支援を推進

その他の課題

1. 要介護認定制度

- ・更新認定の二次判定で直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を36か月から48か月に延長
- ・認定調査を指定市町村事務受託法人に委託して実施する場合において、ケアマネジャー以外の専門的知識を有する者も実施可能とする

2. 住所地特例

- ・住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることについて、保険者の意見や地域密着型サービスの趣旨を踏まえて引き続き検討

〇おわりに

- ・今回の制度見直しは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るもの
- ・関連法案の国会提出、社会保障審議会介護給付費分科会での議論など必要な対応が講じられることを求める

出典：2019年12月27日「介護保険制度の見直しに関する意見（概要）」より

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(1／2)

1. 厚生労働省との連携

厚生労働省の「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」の検証により、居宅サービス事業者間のインターフェース（第1,2,3,6,7表）を元に介護事業者間の標準化の事務連絡が発出された。

→今後、さらなるインターフェースの課題の解決と、標準化を実施する。

介護現場のICT活用に関する問題点を洗い出し、厚生労働省へ業務効率化に向けた提言を引き続き実施し、業界の標準化を推進する。また在宅医療と介護の連携についての標準インターフェース策定も働きかける。

2. 医療介護連携WGとの連携

医療介護連携WGにおいて、「介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究」の中で、医療介護連携の標準化を検討しており、「入院時状況提供書」「退院対処情報記録書」「訪問看護記録書」などの書式標準化を検討している。

→ 本標準化との連携を強化する。

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化への具体的な取組み

「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」をインプット資料とする。

厚労省「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等」のIF課題

ケアプラン「第1,2,3,6,7表」の
インターフェース標準化
2019年度完了

厚労省老健局振興課より
通達予定 (2020/3)

さらなる標準化 I F の検討

令和2年度成果物予定

追加 I F の決定
／データ項目仕様書

● 訪問看護の医療－介護連携について検討を実施。

文書量半減・ICT活用に向けた取組状況

昨年度から継続

「ニッポン一億総活躍プラン」において、「2020年代初頭までに」「ICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされている。



○ 行政が求める帳票等の見直し

介護事業所における文書の実態把握を進め、その結果を踏まえつつ、現場の意見を聴きながら、国が求める帳票等の見直しを行うとともに、自治体が独自に求める帳票等を見直すよう自治体に対して要請する等の取組を実施する。

○ ICT化によるペーパーレス化の促進

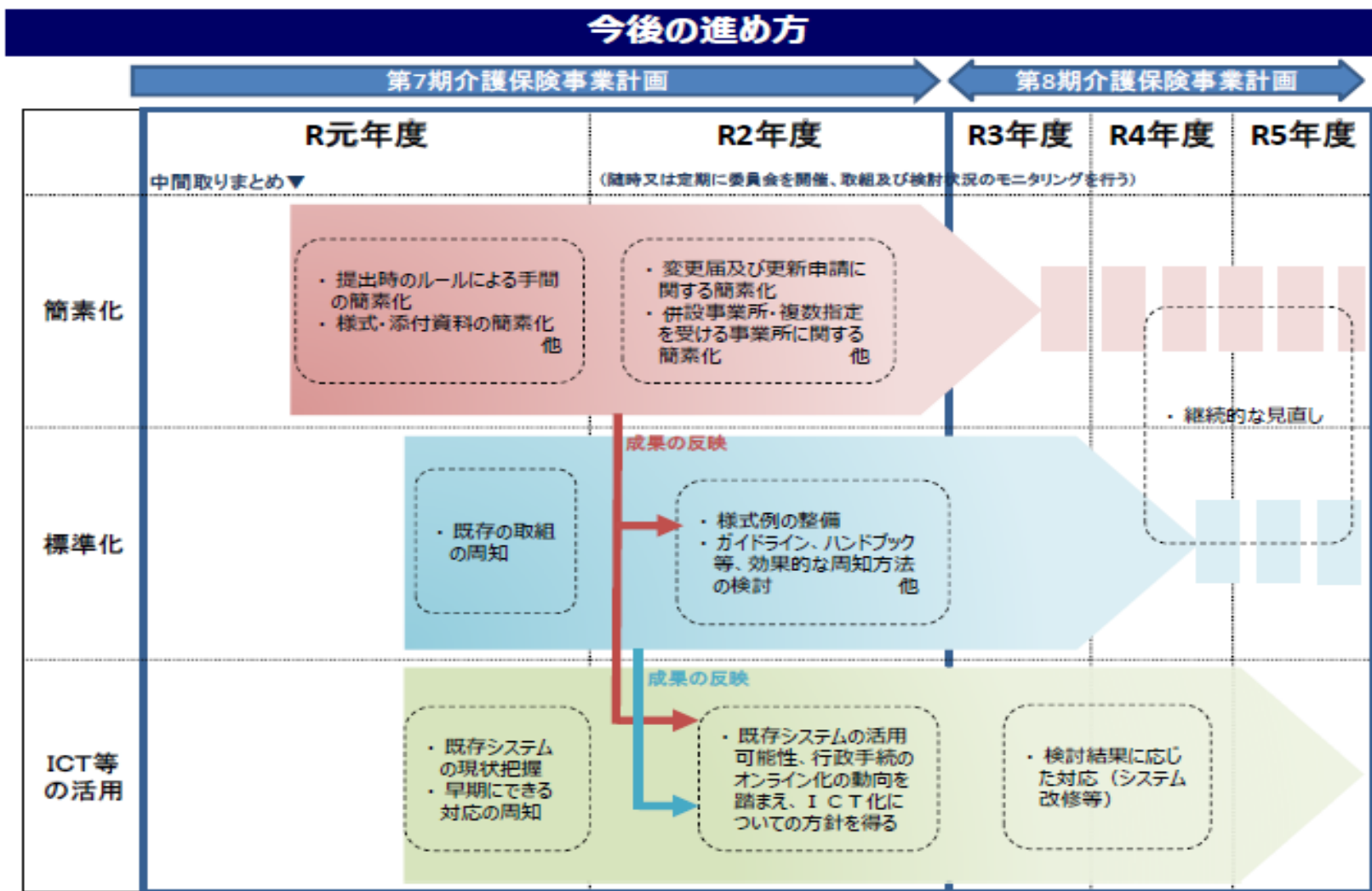
- ・ 介護事業所が作成文書の見直しやICT化等に取り組みやすくするためのガイドラインを作成し、普及を図る。（平成30年度概算要求）
- ・ 介護事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティのあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。（平成30年度概算要求）

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

	指定申請	報酬請求	指導監査	
簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。 (並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。) ↓	● 提出時のルールによる手間の簡素化 ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等） ● 様式、添付書類そのものの簡素化 ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 ・平面図、設備、備品等	● 処遇改善加算/ 特定処遇改善加算	● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出	<凡例> R元年度内目録の取組 1～2年以内の取組 3年以内の取組（※※） ※ 取組を徹底するための方策※
	● 変更届の頻度等の取扱い ● 更新申請時に求める文書の簡素化 ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 ・複数種類の文書作成（例：介護サービスと予防サービス） ・複数窓口への申請（例：介護サービスと総合事業） ・手続時期にずれがあることへの対応 ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化		● 指導監査の時期の取扱い	■ 各取組の周知徹底（特に小規模事業者） ■ 国・都道府県から市区町村への支援 ■ 事業所におけるICT化の推進 ■ 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他
	● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化（※） ● 様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等） ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法		● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化	
ICT等の活用	● 申請様式のHPにおけるダウンロード ● ウェブ入力・電子申請 ● データの共有化・文書保管の電子化		● 実地指導のペーパーレス化 ・画面上での文書確認	

（※）介護保険法施行規則の改正（H30年10月施行）の内容を踏まえた、老人福祉法施行規則上の規定の整理も含む。

（※※）前倒しで実現出来るものがあれば、順次取り組んでいく。



4. 後期高齢者医療制度への取り組み



番号制度対応に関する活動

1. 活動概要

広域連合側標準システムと医療保険者向け中間サーバとのデータ連携について、所得情報照会の簡便化対応に関する調整事項をリーダー・サプリーダー企業を中心に、厚生労働省・国保中央会に対して、①システム仕様に関する調査と調整、②情報連携に関する運用検討等に関する支援を実施した。また、同じくリーダー・サプリーダー企業を中心に同標準システムの情報連携対応の先行評価を支援し、安定稼動に貢献した。

2. 今後の取り組み

オンライン資格確認の導入に関する情報連携の見直しや、広域連合側標準システムのクラウド化検討に関して、リーダー・サプリーダー企業を中心に、厚生労働省・国保中央会に対して、①システム仕様に関する助言、②システム調達仕様の中立性に関する助言、③特定個人情報保護評価に関する支援等を実施しつつ、会員企業にも情報共有を行う。



その他法改正に関する活動

1. 活動概要

①住民税基礎控除、給与所得控除、公的年金控除の見直し及びそれらの調整控除の導入に係る対応や、②低所得者や元被扶養者に関する軽減特例措置の縮小・廃止に関して、市町村側支援システムに関する影響分析支援を、リーダー・サプリーダー企業を中心に、厚生労働省・国保中央会に対して実施し、システム仕様整理や国の事業予算策定等に貢献した。また、これらの情報や事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査を、メール等で会員に対して実施した。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



障害者総合支援法の改正に関する活動を実施

1. 令和元年度の活動内容

令和元年10月の就学前障害児無償化対応、障害福祉サービス等報酬改定に関して、厚生労働省・国民健康保険中央会とシステム検討会を通して、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を実施。また、障害者総合支援法に関連する事務連絡の情報収集を実施し、事務連絡や説明会資料等のWGメンバへの情報展開を行った。

2. 今後の取組み予定

令和3年度に向けて検討されている障害福祉サービス等報酬改定を中心に、今後予定される様々な障害者福祉制度にからむ最新情報や動向を収集し、WGメンバと情報共有を行う。また、厚生労働省、国民健康保険中央会とシステム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的におこなう。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み

障害者総合支援事務処理システム検討会 (略称: 障害者システム検討会)

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出

支援

JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント

国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

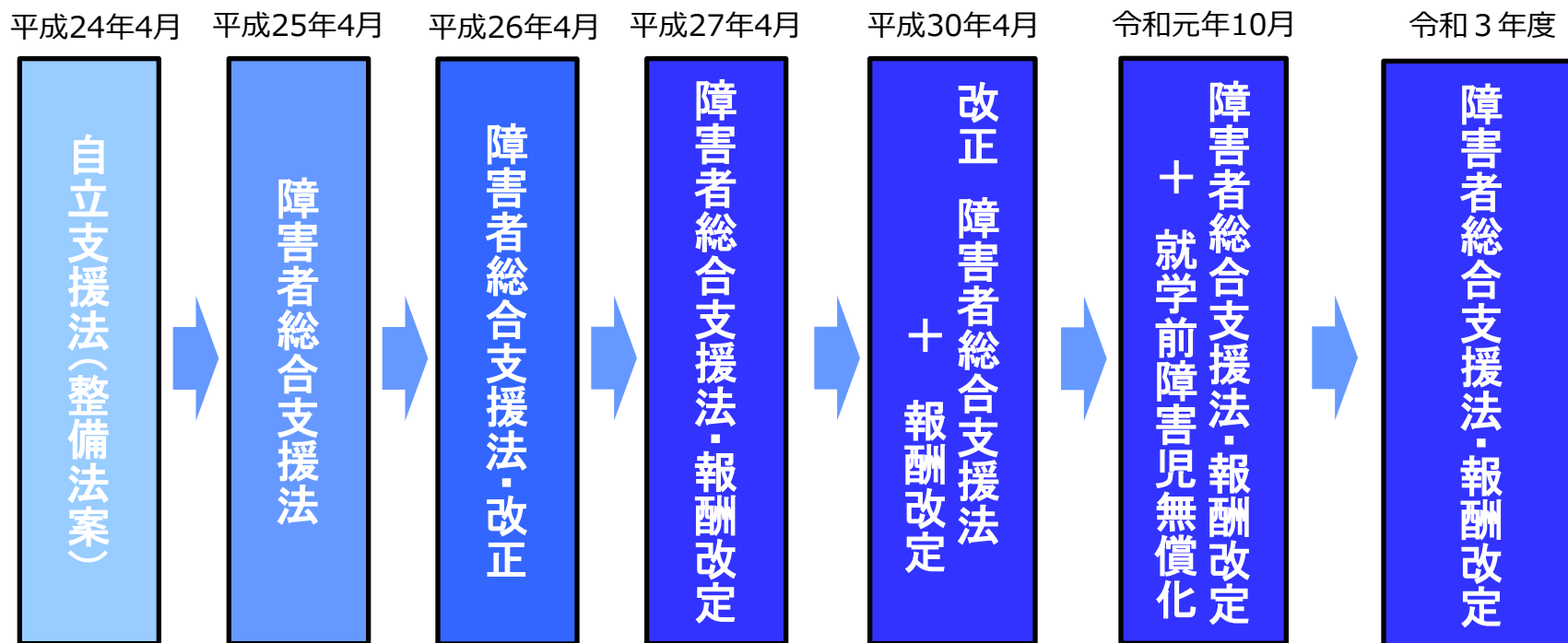
国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



令和元年10月 就学前障害児無償化対応・報酬改定が実施



今年度においては10月に就学前障害児無償化対応に加え、障害福祉サービス等報酬改定がありました。なお、制度改正については、来年度以降も継続の見込みであり、令和3年度の報酬改定に向けた検討が進められています。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



(1) 就学前の障害児の発達支援の無償化

令和元年10月から、就学前の障害児を支援するため、児童発達支援等の利用者負担が無償化

1. 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

(具体的な対象者の例)

2019年10月1日～2020年3月31日 : 誕生日が2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日～2021年3月31日 : 誕生日が2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

2. 対象施設

- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



(2) 令和元年度障害福祉サービス等報酬改定

令和元年10月からの障害福祉サービス等報酬改定では以下の2点が実施。

① 障害福祉サービス等報酬における消費税率10%引上げへの対応



＜報酬改定率について＞

○消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することに決定。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う（令和元年10月実施）
- 障害福祉サービス等報酬 + 0.44%

② 「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善

○介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



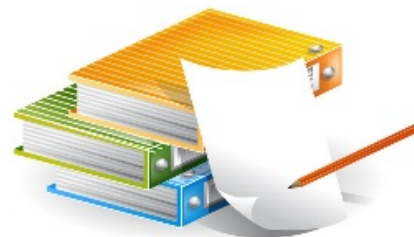
障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討状況など最新資料が掲載

平成28年5月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」は、**令和元年度**も継続して実施することとなり、審査事務の効率的な実施等にむけた議論が重ねられています。さらには、社会保障審議会障害者福祉部会においても、各種制度改正に関し検討が重ねられ、障害福祉サービス等報酬改定の検討状況等やその他制度改正に関する情報が共有されています。

最新の情報共有としては、**令和2年1月17日開催の第98回社会保障審議会障害者部会資料が掲載されています。**

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

＊ 社会保障審議会障害者部会資料・議事録等掲載



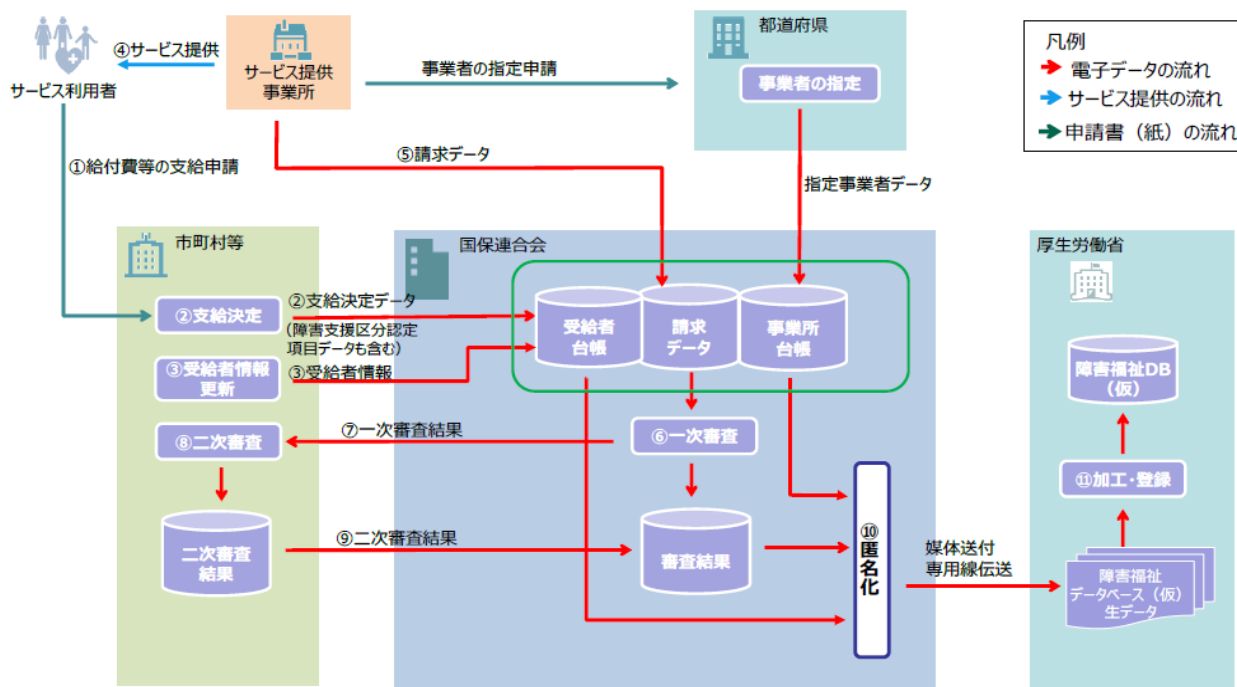
5. 障害者総合支援法改正に対する取組み



障害福祉DB構築に向けた調査研究事業

平成30年度の障害者総合福祉推進事業として「障害福祉DB」の構築に向けた調査研究事業が行われている。令和元年度に実際に構築に向けた具体策の検討を行っており、令和2年度はDB構築に向けた要件定義を行う予定。

図表 31 障害福祉関係データの収集経路図（案） 連合会経由方式



（出所）みずほ情報総研株式会社作成

6. 子ども子育て支援施策への取り組み



内閣府などへの提言活動・情報収集

1. 活動概要

子ども子育ては制度施行前より、リーダー・サブリーダーの2名にて、内閣府への提言、情報収集活動を行ってきた。ただ、施行後は関して意見交換の機会が内閣府から設けられることが少ない状況が継続している。一方、児童手当、児童扶養手当所管課との情報交換の場ができ番号対応に関する提言活動や補助金交付情報の会員間での共有を行うことができた。その他、「虐待防止のための情報共有システム」なども当WGの関連活動として厚生労働省との意見交換を行った。

2. 今後の取り組み

令和2年度は、児童手当の番号対応が控えている。補助事業としては児童扶養手当の番号連携の一括照会や幼児教育無償化に関する令和2年度作業などがある。こうした新事業に対する情報収集と共有を行う。

新たに「保健衛生WG」とは引き続き、子ども子育てWGに関連する案件については連携しながら関連所管課へ提言などを行っていく。

1. 児童手当番号対応

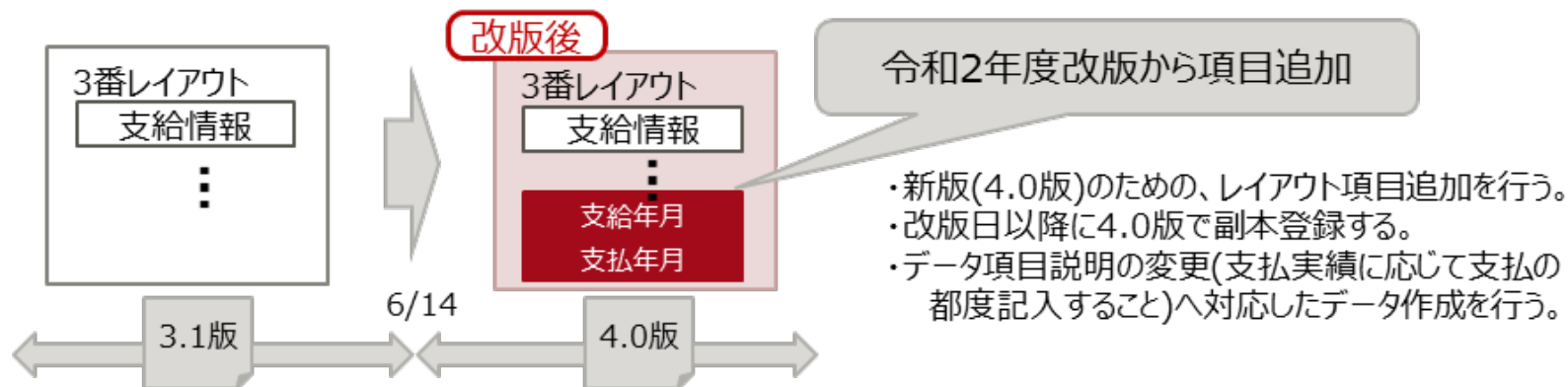
令和2年度に番号連携におけるメジャー改版が予定されている。主な変更内容・イメージは下表図のとおり

＜変更概要＞

児童福祉		変更内容	運用への影響
副本	児童手当（3番）	「手当月額」「支給開始年月」「支払開始年月」のデータ項目説明変更 「支払実績に応じて支払の都度記入すること。」の文言追加（これまでは支払予定を連携）	情報提供側であり、業務運用への影響はなし
	児童手当（3番）	「支払情報」データセットにおけるデータ項目追加（2項目）	情報提供側であり、業務運用への影響はなし
照会	年金（64番）	児童手当業務関連の事務手続が追加	運用上の添付書類（保険証の写し）の省略が見込まれる

＜変更イメージ＞

改版対応 児童手当(3番)レイアウト：「支給情報」データセットにおける項目追加



2. 児童扶養手当の番号連携(一括照会)に対して補助が交付

補助情報

社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業【新規】

受給者情報（年金の受給者等）の円滑な把握（一括情報照会等）や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改定に対応するため、児童扶養手当システム等の回収を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

※母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数

【補助基準額(案)】自治体規模により設定(1か所当たり4,000千円～350千円)

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村1/3

7. 国民健康保険 制度改正への取組み

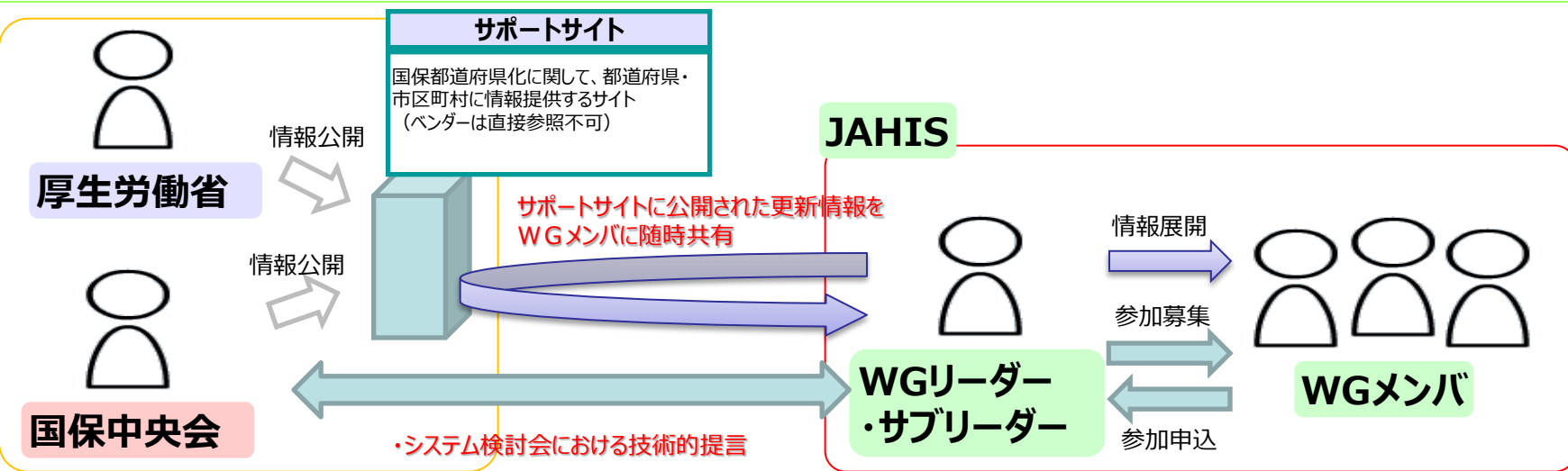


システム検討会における検討や提言活動

1. 活動概要

平成30年4月に国民健康保険の都道府県化が施行されたが、施行前から開催されていた「国保保険者標準事務処理システム検討会」（非公開）が施行後も継続して開催されることになり、WGリーダーとサブリーダーの3名がオブザーバーとして引き続き招聘された。会議の場ではシステムベンダーとして、市区町村から情報集約システムへ連携するデータのエラー対処に関する提言や、施行後の機能強化・オンライン資格確認の施行に向けた対応に関して専門的立場での提言活動を行った。

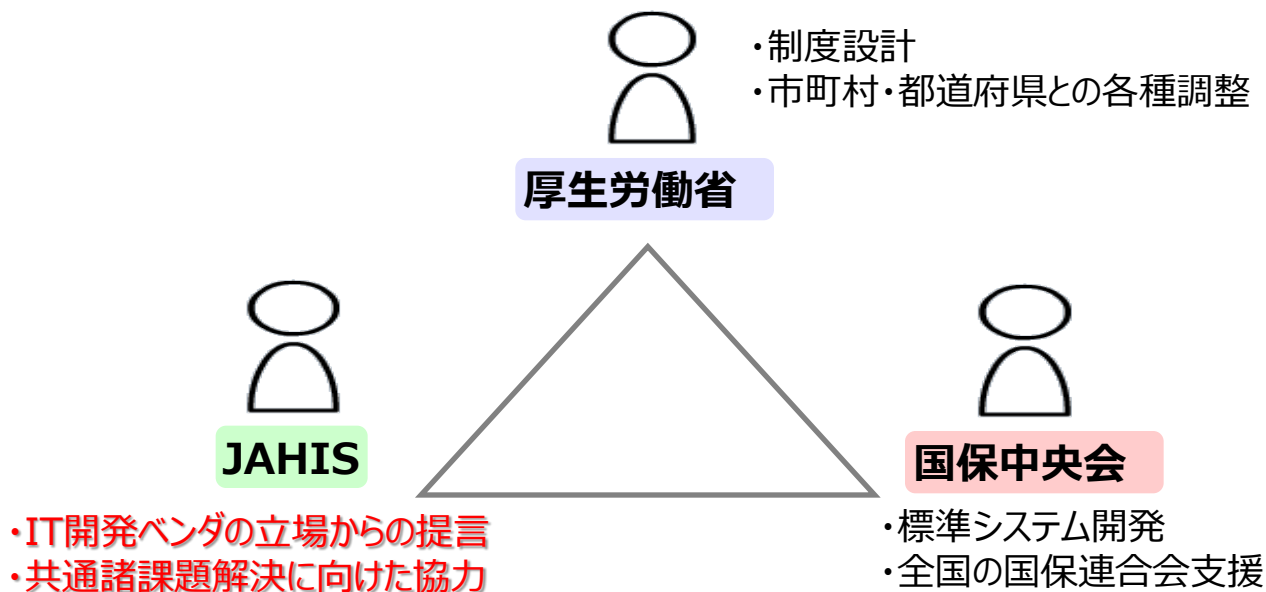
また、厚生労働省（国保中央会）が市区町村向けサポートサイトに公開している情報をメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応した。



2. 今後の取組み

都道府県化施行から約2年経過し、市町村事務処理標準システムの機能改善やオンライン資格確認に向けた不整合データの早期解消などが大きな課題となっている。特にオンライン資格確認は令和2年度に情報集約システムとの連携インターフェースの見直しと連携テストが控えているため、厚生労働省、国保中央会と連携を図りながら情報収集を行い、IT開発ベンダの立場から積極的な提言を行う。

また、新経済・財政再生計画改革工程表2019において、国保標準システムの導入促進に向けた改善策を2020年度より検討することとされていることから、厚生労働省・国保中央会と連携を図りながら共通諸課題解決に向けての協力を行う。



8. 保健衛生分野への取組み



乳幼児健診・妊婦健診データ標準化に関する活動

1. 活動概要

平成31年1月にデータ標準レイアウトが公開され、現在は各自治体で令和2年6月の副本登録開始に向けて準備を実施しているところだが、各自治体より厚労省へデータ標準レイアウトに対する疑義照会が随時出ているため、厚労省に対して回答支援を行っている。

なお、11月29日の事務連絡において、転入者に対して転入前自治体に対する情報照会を行うことを前提とした「健診受診履歴データセット」が最低限電子化すべき項目である旨が通知されたが、転入者を情報照会する際の具体的な運用に関する言及がないことから、ベンダにも市町村から相談が来ている状態となっている。そのため、厚労省に対して追加QAの発出等についての働きかけを実施している。

2. 今後の取組み

引き続き、随時厚労省に対しての支援を行っていく予定。

8. 保健衛生分野への取組み



児童虐待防止に関する活動

1. 活動概要

「虐待防止情報共有システム」の構築に関して、厚労省は昨年度から2か年に渡って厚労省が「要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究」事業を実施しており、今年度も引き続き助言等の活動を実施している。

なお、「虐待防止情報共有システム」の範囲について、当初は転居に伴うケース移管を円滑に行うためのシステムとされていたが、平成31年3月19日に閣議決定された「児童虐待防止策の抜本的強化について」において、転居ケースだけでなく、全ての児童虐待情報を共有するためのシステム構築を目指すことが示された。

そのため、今年度の調査研究事業では、システム範囲を広げた形で検討を進めている。

2. 今後の取組み

今年度中に調査研究事業の報告書が取り纏められる予定となっているため、取り纏めに向けて引き続き助言等の活動を実施していく予定。

8. 保健衛生分野への取り組み



児童虐待防止に関する活動

3. 虐待防止情報共有システムの概要と予算措置状況

○令和2年度予算案（要保護児童等に関する情報共有システム）

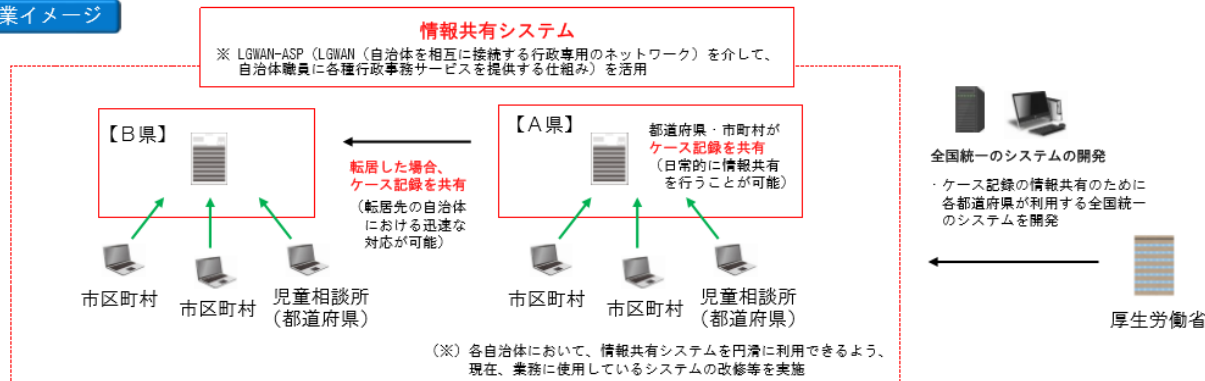
背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間で確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

内 容

- 全国統一のシステム開発 （令和2年度予算案：7.8億円（全額国費））
- 自治体におけるシステム改修費用等の補助 （令和2年度予算案：183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業））
 【補助基準額】1自治体当たり40,000千円（上限額） 【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2
 （※）システムの導入・改修費用のほか、機器の調達やデータの取り込みに関する費用も補助対象となる。

事業イメージ



※厚労省HP資料より一部抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000584876.pdf>

8. 自治体システム標準化の動向



経済財政諮問会議での議論について

1. 経済財政諮問会議での民間議員からの提言

「令和元年第1回経済財政諮問会議」（2019.05.14）で民間議員より“提言”という形で提示されました

資料1ー1

地方行財政改革の推進に向けて

令和元年5月14日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

地方行財政改革の重点課題は、地方への人・モノ・金の流れを促進し、より個性と活力ある地域経済に再生すること、および持続可能な地方財政制度を次世代に引き渡していくことである。そのためには、Society5.0時代の到来や人口減少を見据えた取組を確実に実行するとともに、国・地方で基調を合わせて、歳出改革や効率化に積極的に取り組むことが重要である。

こうした観点に立ち、①業務改革とAI・ICTの徹底活用を通じ住民視点に立った利便性の高い行政サービスの提供、②歳出改革の推進と地域再生や業務効率化に成果を出す自治体への後押し強化に向けて、以下提案する。

1. 次世代行政サービスの実現～地方自治体のデジタル化～

Society5.0時代に即した地方自治体のデジタルガバメント化を実現するため、デジタル手続法案の早期成立とともに、自治体への具体的展開を図るべき。それと併せて、以下の取組を促進すべき。

- 制度所管省、総務省、自治体が協力して、国及び自治体等が横断的に利活用すべき情報システムやデータについて、早急にいくつかの重点分野¹に絞り込むべき。その際、まずは国の財源で集約・標準化・共同化する方策を検討し、具体化の道筋を明らかにすべき。
- AI・ICTの活用に関心がない、あるいは関心はあるが専門性不足等を理由に検討に至らない自治体が多数²であることを踏まえ、総務省は、技術面のみならず、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出すべき。そして、Society5.0時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、AI・ICT化、アウトソーシング、クラウド化等を抜本的に進める計画を立て、進展を図るべき。
- マイナンバーカードを活用した消費活性化策³の実効性を高めるよう、マイナンバ

¹ 例えば、介護保険事務などの福祉分野や税務業務、バックオフィス（給与や旅費等）情報など

² 全都道府県・市区町村のうちAIの導入を検討したことがない自治体は67.9%（2018年11月1日現在）

1. 経済財政諮問会議での民間議員からの提言

また「令和元年第8回経済財政諮問会議」（2019.10.10）で民間議員より追加の“提言”という形で提示されました。

1. 骨太方針 2019 の着実な推進に向けた具体的対応

(1) 国・地方一体での情報インフラの整備

デジタル手続法では地方自治体のオンライン実施は努力義務とされたことを踏まえ、自治体ごとにばらばらにオンライン化やシステム整備が進むという非効率性が生じないよう、国の主導的な支援の下、国・地方一体で情報インフラの整備を進めるべきである。

- ・ 多くの自治体において業務プロセスや情報システムが独自につくられている結果、組織・分野間の共同調達・運用、情報・データ連携、AI・RPA 等の新技術導入やクラウド化の妨げになっている。IT 室・総務省は、インフラ点検・維持補修、国保や介護保険、保育所入所審査などの分野において、制度所管省とも連携し、分野別・人口規模別に自治体の業務実態を把握した上で、業務プロセス・情報システムの標準形を作成し、自治体に提供していくべき。その際、標準化を行っても、各自治体の個別的対応は可能であることを確認すべき。
- ・ 総務省は、上述の業務プロセス・システム標準化も含め、自治体行政のデジタルトランスフォーメーションを抜本的に進める計画に関して、計画骨子（盛り込む項目等）を明らかにし、年末までに、計画策定に向けた工程を作成すべき。



新経済・財政再生計画 改革工程表2019について

	取組事項	実施年度		
		2020年度	2021年度	2022年度
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化	7 国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施	内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。 ・児童手当（内閣府） ・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税（総務省） ・就学（文部科学省） ・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当（厚生労働省） ・子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省） 上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。 特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。	内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。	内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システム標準化による効果が見込める業務について、標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。
		ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。		

スマート自治体研究会（※）報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※ 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口減少による**労働力の供給制約**

Society 5.0（超スマート社会）における**技術発展の加速化**

問題意識

- 行政の質に関係ないシステムのカスタマイズ（重複投資）⇒住民・企業の**不便さ**、自治体・ベンダの**人的・財政的負担**
- 世界のスピードに間に合うため、**デジタル社会に向けて社会制度の最適化**が必要

今の仕事を前提にした「改築方式」でなく、仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要

方策

- 原則① 行政手続を**紙から電子へ**
- 原則② 行政アプリケーションを**自前調達式からサービス利用式へ**
- 原則③ 自治体もベンダも、**守りの分野から攻めの分野へ**

〔具体的方策〕

- ①**業務プロセスの標準化**：類似自治体間でBPRをし、最善の方式に標準化。細かいプロセスは**標準システムに合わせる**。
- ②**システムの標準化**：**自治体、ベンダ、所管府省がコミット**し、個別行政分野のシステムの**標準仕様書**を作成。住民記録システムを最優先、税務・福祉分野も優先。ベンダが標準準拠システムを提供し、自治体は更新時期を踏まえ導入。
- ③**AI・RPA等のICT活用普及促進**：**システム標準化や電子化等**を通じ、**安価に共同利用**できる環境を整備。今後AI技術の活用可能性がある数値予測等は、自治体、企業、各府省が検討。直ちに導入可能なものは自治体は他団体を参考に導入、国は周知・財政支援。
- ④**電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化**：デジタル手続法案等を踏まえた政府・自治体での抜本的な電子化。
- ⑤**データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化**：標準化のニーズを勘案し、実態に即し標準化。**省令等やシステム標準仕様書**において**標準様式、帳票を設定**。
- ⑥**セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用**：外部接続に関するセキュリティポリシー等を遵守し、条例上のオンライン結合制限の見直し等により、**LGWAN-ASP**（自治体専用ネットワーク上のサービス）等を**活用**。
- ⑦**人材面の方策**：首長、議員から一般職員まで、職責に応じたICTリテラシーを習得。専門性の高い**外部人材**を単独又は複数自治体で**活用**。都道府県や指定都市・中核市等も各自治体を支援。

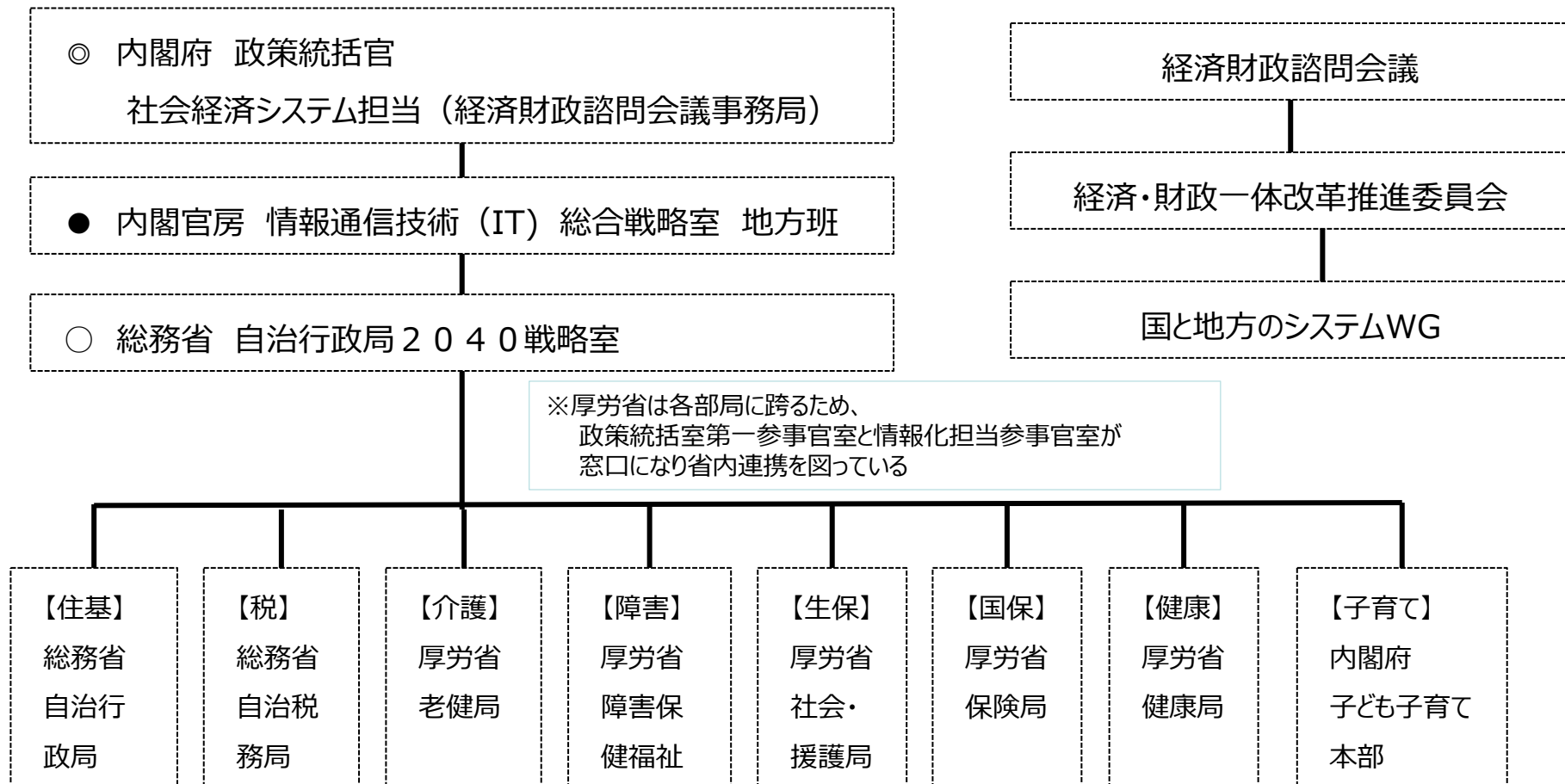
目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、**自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け**、住民福祉の水準を維持
- ✓ 職員を事務作業から解放 ⇒ **職員は、職員でなければならない、より価値のある業務に注力**
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替 ⇒ **団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う**



自治体システムの標準化に向けた国の動き



今後も各業務で大規模な制度改革が
控えています・・・

さらにその先に2025年問題があり、
持続可能な社会保障制度の確立は急務となっています。
(全世代型社会保障改革の実現)

抜本的な制度設計の見直しや
自治体システム標準化の推進・ビックデータ利活用も
着々と進められています。
引き続き、この分野の動向に注視をお願いします !!



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました

